

各都道府県総務部長 殿

総務省自治財政局財務調査課長

地方財政再建促進特別措置法施行令の一部を改正する政令
の運用上の留意事項について

「地方財政再建促進特別措置法施行令の一部を改正する政令」（平成14年政令第328号）は、平成14年11月1日に公布、施行されたところですが、改正後の地方財政再建促進特別措置法施行令第12条の3第7号の運用にあたっては、下記事項に留意し、適切に対処されるようお願いいたします。また、寄附金等の協議の申出にあたっては地方財政再建促進特別措置法施行規則別記第九号様式の二によるとともに、留意事項を確認できる資料を適宜添付されるようお願いいたします。

なお、この旨を速やかに貴都道府県内の市町村にも周知されるようお願いいたします。

記

1. 「地方公共団体の要請に基づき」とは、寄附金等の支出が地方公共団体の自主的な意思によることを担保するための要件であり、地方公共団体の要請があつて初めて国立大学等が研究開発等を行うこととなる場合であること。したがって、国立大学等が自ら行うべき研究開発等について地方公共団体に財政的な協力を求めるといった場合は、本要件が欠如することとなり、寄附金等の支出は認められないこと。

なお、国立大学等から研究開発等に関する提案を受けた場合でも、本要件の目的にかんがみ、地方公共団体の自主的な意思が具備されると認められれば、本号の対象となる場合もありうること。

2. 「科学技術に関する研究若しくは開発又はその成果の普及」のうち、「科学技術」については、自然科学分野が含まれることはもとより、人文科学、社会科学分野についても広く含まれること。また、「その成果の普及」についても、技術の移転をはじめ、市民講座など、国立大学等の持つ様々な研究・開発の成果を普及することが含まれること。

3. 「地域における産業の振興その他住民の福祉の増進に寄与」するとは、新産業の創出や産業技術の確立、製品開発などにつながることで、新品種の創出など地域農業の発展に資すること、公開講座など住民の生活を豊かにすることなど、地域を利することとなる様々な場合がこれに当たること。

4. 「当該地方公共団体の重要な施策を推進するために必要であるもの」とは、当該地方公共団体において重点的に取り組むものとして対外的に明確にされていることが必要であり、具体的には、地方公共団体の中長期計画に位置付けられている場合、予算関係資料などに事業名等が明確にされている場合などであること。

5. 「研究開発等の実施に要する経費」とは、備品購入費、報償費、使用料及び賃借料、原材料費など、実施のために新たに必要となる全ての経費をいうこと。したがって、当該研究開発等の実施の有無にかかわらず必要な正規職員の基本的な人件費や施設の減価償却費などは、「当該研究開発等の実施に要する経費」には含まれないこと。

「経費の負担」については、使用料の減免も含まれるが、譲渡は含まれないこと。また、使用料の減免の対象は、地方公共団体の要請に基づくなどの政令の要件を満たす研究開発等に利用される範囲、期間に限られること。

6. 「当該国立大学等において通常行われる研究開発等」とは、通常当該国立大学等が行うと想定される研究開発等であり、換言すれば、当該国立大学等が自らの経費をもって行うことが社会通念上当然と認められる研究開発等であること。

通常行われる研究開発等と認められる部分かどうかは、個々の具体的な事例に即して判断されることになるが、これまで当該国立大学等において実施されてきた研究開発等の域を出ないもの、あるいは、成果が主として自らの研究開発等に広く活用されるものなど、当該国立大学等が自らの経費負担により実施することが当然と思われるものがこれに当たること。逆に、地方公共団体の要請に基づき新たに実施される研究開発等、または、地方公共団体の要請に基づき従来の研究開発等が拡充された場合における拡充された部分は、通常行われる研究開発等と認められる部分以外のものと考えられること。

また、地方公共団体の要請に基づき、国立大学等が行う研究開発等については、国立大学等において通常行われると認められる部分とそれ以外の部分が一体不可分なものも少なからず想定されるが、このような研究開発等については、当事者間で協議のうえ、合理的な理由に基づく適切な経費負担について定める必要があること。